

令和4年10月7日

土木部河川公園課

## 新設児童遊園の名称について

民間事業者の開発行為に伴い移管される公園を区立児童遊園として供用するため、その名称について下記のとおり協議する。

### 記

#### 1 大島二丁目に新設される児童遊園

(1) 名称

(仮称) 大島二丁目児童遊園

(2) 概要

ア 所在地

江東区大島二丁目2番地内

イ 児童遊園面積

約156㎡

ウ 開園予定

令和5年2月以降

#### 2 北砂一丁目に新設される児童遊園

(1) 名称

(仮称) 北砂一丁目第三児童遊園

(2) 概要

ア 所在地

江東区北砂一丁目4番地内

イ 児童遊園面積

約110㎡

ウ 開園予定

令和5年3月

#### 3 その他

令和4年第4回区議会定例会において江東区立児童遊園条例の改正を予定している。

◇位置図

1 (仮称) 大島二丁目児童遊園



2 (仮称) 北砂一丁目第三児童遊園

